

令和4年6月吉日

相続財産

処分に困ったら

〈相続土地国庫帰属制度〉

・令和5年4月27日～ 相続する土地を国が引取る制度ができます。

・4月27日以前に発生した相続でもOK！

・条件があります・・・少し厳しいですが・・・

①建物がないこと。・・・取り壊してください。

②担保権、貸借権がついていない。・・・古い担保は抹消してください。

③土地の境界がはっきりしている、トラブルがない。

・・・測量して境界標を設置してください。

④樹木や放置車両などない。・・・何もない更地が一番！

⑤がけ地ではない、地下埋設物が出ない。通行制限がない。

⑥10年分の管理費用が必要になります。

市街地200m²で80万円、原野で20万円と言われていますが・・・

⑦共有名義の土地でも可能。ただし、共有者の1人が相続で取得したことが必要です。

⑧農地でもいいけど・・・小作権がついているとダメですよ！

・手続方法

